

週休 2 日工事試行要領

令和 6 年 11 月 8 日 6 南管財第 298 号

1. 週休 2 日工事の目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和 6 年 4 月より建設業において改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が適用され、建設業における週休 2 日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取組として、建設業の「週休 2 日」を推進することを目的とする。

2. 対象工事及び発注方式

南島原市が発注する全ての建設工事^{※1}を対象に、発注者が週休 2 日工事の対象工事として発注し、受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議した上で取り組む「受注者希望方式」により発注することを原則とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- ①災害復旧工事^{※2}のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法第 33 条許可対象工事）
- ②現場での実作業期間が 4 週間未満であることが想定される工事
- ③発注部局の長が対象工事に適さないと判断する工事

※1：用地買収、関係機関協議、他工事との調整等の工程に影響する事項がある場合は、これらを条件明示した上で対象工事として発注し、受注者の責に寄らず条件に変更が発生した場合は適切に工期の変更を行う。

※2：災害復旧工事のうち、災害査定後に実施される本復旧工事は、本要領の対象工事とする。

3. 用語の定義

（1）週休 2 日

対象期間において、月単位又は通期の 4 週 8 休以上の現場閉所等（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態）を行ったと認められる状態であることを基本とし、対象工事の積算基準によっては、少なくとも 4 週 6 休以上の水準に達する状態も含むものとする。

（2）対象期間

工期のうち、工事着手日から工事完成通知日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

（3）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

また、現場閉所日には、対象工事の元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）は原則として休暇とし、下請業者に対しても協力を依頼するものとする。

（４）現場休息（営繕工事のみ）

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態をいう。

また、現場休息日には、対象工事の元請技術者等は休暇とし、下請業者に対しても協力を依頼するものとする。

（５）現場閉所率

対象期間における現場閉所等率の割合（以下、現場閉所等率という。）は、現場閉所（現場休息）／対象期間日数で算定する。

月単位の週休２日は、全ての月毎の現場閉所等率が、28.5%（８日／28日）以上となる水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとする。

通期の週休２日は、現場閉所等率が28.5%以上の場合を４週８休以上、25%以上28.5%未満を４週７休以上４週８休未満、21.4%以上25%未満を４週６休以上４週７休未満とする。

また、降雨・降雪等※による予定外の閉所（休息）日についても、対象工事の元請技術者等が休暇となった場合に限り現場閉所等日数に含むものとする。

※降雨・降雪等：災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合なども含むものとする。

（６）工事着手日

当該工事の施工に当たり必要となる準備工事（着工前測量、工事看板、現場事務所の設置等）に着手した日をいう。

４．積算の方法

当初の積算において、通期の４週８休以上の達成を前提とした補正係数により補正した工事費を積算して予定価格を作成する。ただし、労務費の補正について、下水道工事市場単価、地質調査市場単価については補正の対象としない。

また、契約後、受注者が週休２日を選択した場合に、竣工時において現場閉所等の達成状況により各週休パターンの補正に応じた契約変更を行うものとする。

ただし、港湾・漁港請負工事積算基準を適用する工事については、週休２日の補正係数が「月単位の４週８休」のみとなっていることから、当初設計では週休２日補正は行わずに発注し、当初「月単位の４週８休」の実施を宣誓し、実績も「月単位の４週８休」以上となった場合に、経費補正に係る変更契約を行うものとする。

5. 実施方法

- (1) 発注者は、特記仕様書等において、週休 2 日に取り組む旨を明示（別紙）した上で発注する。
なお、当初発注時点において、現場閉所等による週休 2 日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示する。
- (2) 工事契約後、受注者は、「週休 2 日」の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員に提出するものとする。また、実施する場合は、別表（週休 2 日補正係数）の積算基準別補正係数のいずれのパターンで実施するか明記するものとする。
なお、受注者が週休 2 日の取組を希望しない場合（工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて、協議が整わなかった場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額を減額変更する。
- (3) 受注者は、週休 2 日を実施する場合は、「休日（現場閉所・現場休息）取得計画表」を施工計画書に添付し、監督職員に提出した上で、これに基づき施工を行う。また、計画に変更が生じた場合には、その都度変更した「休日（現場閉所・現場休息）取得計画表」を監督職員に提出する。
- (4) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所（現場休息）日の前日等、現場閉所（現場休日）中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (5) 受注者は、対象期間中「週休 2 日工事」の対象工事である旨を現場において看板や仮囲い等に掲示するとともに、休日（現場閉所・現場休息）取得実績表により、現場閉所（現場休息）状況を取りまとめ、月 1 回監督職員へ報告する。
- (6) 発注者は、工事記録簿や出勤簿等の資料を求め、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。
- (7) 工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所（現場休息）の実施が困難となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書等に対象外とする作業と期間を明示するものとする。
- (8) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合に、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、休日（現場閉所・現場休息）取得計画表等を受注者から受領した際は、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(9) 受注者は、工期末の 28 日前を目安に、完成通知予定日までの見込みを含む休日（現場閉所・現場休息）取得実績表を作成し、監督職員へ報告する。

(10) 監督職員は、受注者から提出された休日（現場閉所・現場休息）取得実績表等の資料に基づき、現場閉所等率について確認を行う。なお、当初選択したパターンの現場閉所等を行ったと認められない場合には、現場閉所等率に応じた補正係数により工事費を積算し、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を減額変更する。

ただし、労働基準法第 35 条（4 週 4 休）を逸脱してはならない。

また、当初選択した補正係数区分以上のパターンを達成したとしても、補正は当初選択したパターンの補正とする。

(11) 各経費の補正は、週休 2 日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は 1 箇月ごとに 4 週 8 休以上の現場閉所等が達成できるよう努めるものとする。

6. 工期の設定

(1) 発注者は、週休 2 日工事を発注するに当たり、適切な工期の設定を行うものとする。
また、変更契約を行う場合も同様とする。

(2) 受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休 2 日を実施するに当たって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には変更契約の対象とする。

7. 補正係数

週休 2 日補正係数は、対象工事に応じ、別表のとおりとする。

附則

本試行要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に起工する建設工事から適用する。